

世田谷区クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者が講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。
- (2) 洗濯物を処理する場所又は格納する容器は、随時薬品で消毒すること。
- (3) 霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。
- (4) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。
- (5) 食品の販売、調理等を行う営業施設その他の相互に汚染の可能性のある営業施設と同一施設内に洗濯物の受取及び引渡しのための施設を設ける場合は、当該施設の境界に、壁、板その他の適当な物により障壁を設けること。
- (6) ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ、直射日光及び雨水を防止することができる構造とすること。
 - イ テトラクロロエチレンの貯蔵用タンクその他の保管容器は、密封することができ、かつ、テトラクロロエチレンに耐性を有するものとする。
 - ウ 排液処理装置を設置すること。
 - エ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。
 - オ 蒸留残さ物その他のテトラクロロエチレンを含む汚染物の保管場所及び保管容器は、ア及びイに準ずること。